

身体的拘束最小化推進体制加算に係る掲示事項

とくしま医療センター西病院は身体拘束の最小化に
むけて病院全体で取り組みます。

独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院

病院長

看護部長

【身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方】

当院は、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法並びに高齢者虐待防止法の主旨を理解し、患者の活動の自由を制限する身体拘束を原則禁止します。

患者の尊厳と主体性を尊重し、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をしない支援を目指します。

【身体的拘束最小化のための取組について】

やむを得ず身体的拘束が必要となる場合でも、必要最小限となるよう、患者さんの状態を定期的に確認し、早期解除に向けて医師・看護師・リハビリ・薬剤師など多職種で検討します。

「虐待防止・身体拘束適正化委員会」「虐待防止・身体拘束適正化部会」の設置。

職員研修の実施（年2回）